

国空予管第30号
国空安保第16号
平成23年7月19日

各地方航空局長 あて

航空局長

「入札保証金の取扱いに関する試行について」の一部改正について

標記について、下記のとおり、一部改正したので、遺漏なきよう措置されたい。
なお、平成23年8月1日以降、準備ができ次第速やかに適用すること。

記

「入札保証金の取扱いに関する試行について」の記2を以下の様に改正する。

改正前

2 対象事業

上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月16日付け国官会第22号）第4条別表第二に定める業種区分のうち土木工事業及び建築工事業で1件につき予定価格が6億9千万円以上の工事とするものとする。（ただし、維持工事を除く。）

改正後

2 対象事業

上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月16日付け国官会第22号）第4条別表第二に定める業種区分のうち土木工事業及び建築工事業で1件につき予定価格が3億円以上の工事、専門工事で1件につき予定価格が6億9千万円以上の工事とするものとする。ただし、施設等の機能保持又は現状回復のための維持工事を除く。

制定 平成22年5月20日 国空予管第217-4号
国空技企第20-2号
改正 平成23年7月19日 国空予管第30号
国空安保第16号

各地方航空局長 あて

航空局長

入札保証金の取扱いに関する試行について

入札保証金については、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の4及び「国土交通省航空局競争契約入札者心得」（平成8年3月19日付け空経第213号。以下「入札者心得」という。）第3条等に規定されているところであるが、これまで予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第77条第2号に規定する場合（第72項第1項の資格を有する者による一般競争に対する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。）に該当するものとして、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し、その全部を納めさせないこととしてきたところである。

しかしながら、平成18年5月23日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、一般競争入札方式の拡大のための条件整備として、入札ボンドの活用が位置付けられたところである。

また、入札ボンド制度導入の検討に当たっての参考として、総合政策局長から、「入札ボンド制度の導入について（通知）」（平成18年9月8日付け国総入企第29号）により、実施要領（案）が示され、導入に当たっては、会計法第29条の4に規定する入札保証制度の体系を活用することとされたところである。

これを受け、予決令第77条第2号の規定する場合に該当するものとして、入札参加者に対し、その全部を納めさせないこととしてきたこれまでの運用を改め、一部の事業について入札保証金を納めさせることを試行することとした。

このため、入札保証金の取扱いに関する手続き等を別に定めるとともに、当面、下記の各事項及び別に定めるところにより、入札保証金の取扱いについて試行することとし、今後、実施状況を踏まえながら所要の改善等を図っていくこととしたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本手続と異なる方法により試行する場合には、事前に本省関係課に協議されたい。

記

1 入札保証金の取扱い

入札保証金については、従来の運用においては、予決令第77条第2号に規定する場合に該当するものとして、入札参加者に対し、その全部を納めさせないこととしてきたところであるが、下記2の対象事業については、会計法第29条の4第1項の規定に基づき、原則として、入札保証金を納めさせることとし、国債（利付国債をいう。以下同じ。）又は銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。以下同じ。）の保証の提供があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとして取扱うとともに、入札参加者が保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときについては、予決令第77条第1号に該当するものとして、入札保証金の全部を納めさせないこととする。また、当分の間、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受け、契約保証予約証書を提出した場合については、予決令第77条第2号の運用として、入札保証金の全部を納めさせないこととする。

2 対象事業

上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月16日付け国官会第22号）第4条別表第二に定める業種区分のうち土木工事業及び建築工事業で1件につき予定価格が3億円以上の工事、専門工事で1件につき予定価格が6億9千万円以上の工事とするものとする。ただし、施設等の機能保持又は現状回復のための維持工事を除く。

3 手続

対象事業に係る手続については、会計法令はじめ「航空局における一般競争入札の実施について」（平成6年8月4日付け空経第722号）、「航空局における一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月12日付け国空予管第415号）及び「入札者心得」等によるほか、下記4及び5並びに別に定めるところにより行うこととする。

4 「一般競争入札方式の実施について」等の特例について

上記2対象事業については、入札保証金及び契約保証金について、次の規定を適用する。

- ① 入札保証金は納付させるものとする。ただし、利付国債の提供又は銀行若しくは契約担当官等が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができ、入札保証保険契約の締結を行った場合又は銀行若しくは契約担当官等が確実と認める金融機関等による契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除するものとする。
- ② 入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の

保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は金融機関等の契約保証の予約を含む。以下同じ。)に係る書類(以下「書類」という。)の提出期間は、原則として、競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から入札書の提出期限の日までとする。

- ③ 書類の提出先は、契約担当課とするものとする。
- ④ 書類の提出は、持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により行うものとする。
- ⑤ 期限までに入札保証金の納付等を行わない者又は書類を提出しない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とするものとする。
- ⑥ 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ⑦ ①から④までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする[別添1において標準入札公告例を示す。]。
- ⑧ ①から⑥までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする[別添2において標準入札説明書例を示す。]。

5 「入札者心得」の特例について

入札者心得第3条及び第5条の規定の適用は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項において「入札執行前に」とあるのは、「令第74条の公告において指定した期日までに」と読み替える。
- (2) 第3条第3項については、次の規定を適用する。

入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、あらかじめ入札保証金の金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

また、入札参加者は、第3条第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が利付国債であるときは、あらかじめ当該利付国債を取扱官庁の保管有価証券取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに政府保管有価証券提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

- (3) 第3条第6項において「受領証書」とあるのは、「払渡請求書」と読み替える。
- (4) 第3条各項に定めるところのほか、以下の規定を適用する。

入札参加者は、金融機関等により契約保証の予約を受けたことにより、第3条第1項ただし書の規定に基づく入札保証金の全部の免除を受けようとする場合においては、当該契約保証の予約に係る証書を提出しなければならない。

- (5) 第5条第2項及び第3項の入札価格には、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額も含めることとする。

(別添1) 標準入札公告例

○ 入札手続等

(○) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇

〇〇航空局総務部経理課契約係

電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等の
ものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

○ その他

(○) 入札保証金及び契約保証金

○ 入札保証金納付（保管金の取扱店〇〇〇）。ただし、利付国債の提供（保管有価
証券の取扱店〇〇〇）又は銀行等の保証（取扱官庁〇〇航空局）をもって入札保証
金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入
札保証金を免除する。

(別添 2) 標準入札説明書例

○. 入札保証金及び契約保証金

(○) 入札保証金納付（保管金の取扱店〇〇〇）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店〇〇〇）又は銀行等の保証（取扱官庁〇〇航空局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。）以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の30に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

イ) 提出期間：平成〇年〇月〇日（）から平成〇年〇月〇日（）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。

ロ) 提出場所：〒〇〇〇一〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇一〇〇〇

〇〇航空局総務部経理課契約係

電話〇〇〇〇一〇〇一〇〇〇〇

ハ) 提出方法：書類の提出は持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）ことにより行うものとする。

ニ) 保証期間：平成〇年〇月〇日（）まで〔入札執行の日から7日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。〕

ホ) その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。